

第7章 仮設工

目次

第7章	仮設工	- 1 -
7-1	水替工	- 1 -
7-2	仮施設	- 1 -
7-3	足場及び栈橋	- 2 -
7-4	路面覆工（敷鉄板）	- 2 -
7-5	既設埋設物の防護	- 2 -
7-6	仮排水路	- 3 -
7-7	仮設道路（迂回道路）	- 3 -

7-1 水替工

1. 排水に先立ち、施工箇所付近の井戸の有無を調査し、水位の変動に十分注意しなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 8-2-1-1）
2. 掘削中における湧水、及び雨水は掘削面に滞留しないよう十分水替えを行わなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 8-2-1-2）
3. 湧水等を十分排水できるポンプ等を使用するとともに、不測の出水に対して、予備機の準備等対処できるようにしておかなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 8-2-1-3）
4. 工事中排水は既設污水管又は既設合流管へ放流することとし、以下のように取り扱わなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 8-2-1-4）
 - (1) まず工事中においては、排水設備設置確認等申請書（排水指導課備付）の提出は不要とする。
 - (2) 土砂を流入させた場合、受託者は、ただちに清掃をしなければならない。
5. 道路側溝を利用して排水する場合は、「水質汚濁防止法」及び「下水道法」等の各種法規や基準に従って、必ず規制基準値内で処理し、水質環境の保全に十分留意して、最寄の道路側溝へ放流しなければならない。

また、その維持管理（側溝、柵等）を十分行い氾濫を起こさないようにするとともに、工事終了後は、十分にその機能を発揮するよう、清掃しなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 8-2-1-5）
6. 排水に当たって、近くに適切な排水場所が無い場合は、仮管布設その他適当な方法等で施工するものとし、排水によって付近に被害を与えないよう注意しなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 8-2-1-6）

7-2 仮施設

1. 設計図に定められた以外の工事中必要な用地の借受、その他使用上必要な諸手続きは、受託者の責任において行わなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 8-2-3-1）
2. 受託者は、工事中、仮設建物及び材料置場に対しては、火災、盗難の予防、及び保安等に必要な設備を施さなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 8-2-3-2）

7-3 足場及び棧橋

足場及び棧橋は、作業上安全、便利なよう堅ろうに設置し、常に維持保安に注意しなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 8-2-4-1）

7-4 路面覆工（敷鉄板）

1. 受託者は、覆工板に使用する材料については、原則として鋼製を使用し、作用する各荷重に十分安全で堅固な構造とし、施工中の管理についても的確に行わなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 8-2-6-1）
2. 覆工表面の段差、滑り止め、覆工板の取付け等の構造は、道路交通に十分安全で支障のないものでなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 8-2-6-2）
3. 覆工板の仕上り高さは、横断・縦断勾配を十分考慮すること。また、覆工板と舗装面とのすりつけ部の段差は、アスファルト混合物ですり付け、走行時の衝撃音の発生を抑えるようにしなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 8-2-6-3）
4. 覆工板の受桁は埋設物の吊桁を兼ねてはならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 8-2-6-4）
5. 覆工部の出入り口の設置、及び資器材の搬入出に際して、関係者以外の立ち入り防止に対して留意しなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 8-2-6-5）

7-5 既設埋設物の防護

1. 受託者は、工事範囲に存在する埋設物については、設計図書、各種埋設物管理図並びに試験堀等によってその全容を把握しなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 8-2-7-1）
2. 確認した埋設物は、平面、断面を記載しておき、作業関係者に周知徹底をはかり、作業中の埋設物事故を防止しなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 8-2-7-2）
3. 工事中、地下埋設物がある箇所は、「標準図」に準じ確実に仮防護処置を施すとともに、施工中はその安全に注意し、埋戻し作業前には、地下埋設物管理者の立会いの上で「標準図」に準じ、確実な防護工を行い慎重に埋戻しを行わなければならない。
なお、標準図によりがたい場合は、業務監督員及び地下埋設物管理者の指示に従うこと。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 8-2-7-3）

7-6 仮排水路

仮排水路の設置については、周囲の状況及び水量に応じたものとし、かつ堅ろうなものでなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 8-2-8）

7-7 仮設道路（迂回道路）

工事用の仮設道路は、必要に応じ、所轄の警察署、道路管理者等と打合せを行うと共にその構造については、工事中十分に使用に耐えるものでなければならない。

また、官公署、学校、病院、工場等の出入口、その他、必要な箇所には、交通に対し安全な構造と幅員を有する、仮橋、仮道路、仮柵等を設けなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 8-2-9）